

## 本学教員による研究活動に係る不正行為について

令和4年3月2日  
天理大学

### 1. 経緯・概要

#### (1) 発覚の時期及び契機

令和3年7月19日、本学国際学部元准教授が研究活動の不正（盗用）を行ったとの告発が受付窓口にあった。

#### (2) 調査に至った経緯

「天理大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」（以下「規程」という。）にもとづき、令和3年7月20日予備調査を開始した。その結果、最高管理責任者である学長が調査委員会を設置し本調査を実施することを決定した。

### 2. 調査

#### 2-1. 調査体制

「規程」にもとづき、学内者4名と学外有識者4名（弁護士1名を含む）からなる調査委員会を設置し、調査を実施した。

#### 2-2. 調査内容

##### (1) 調査期間

令和3年9月7日～令和3年11月30日

##### (2) 調査対象論文

調査対象教員による論文一編（令和3年刊行）

##### (3) 調査方法

###### ①調査対象資料

調査対象論文と先行著書との比較検討を行い、両者間での表現及び内容の類似性を調査した。加えて、調査対象者及び関係者に対しヒアリングを実施し、他の関係資料も精査した。

### 3. 調査結果

#### (1) 認定した不正行為の種別

盗用と認定する。

#### (2) 不正行為に関与したと認定した研究者

本学国際学部元准教授

#### (3) 不正行為の具体的内容、結論と判断理由

調査委員会は、調査対象論文と先行著書との比較対照表を作成し、一致する部分を単語・文章レベルで厳密に精査した。その結果、調査対象論文全体の5割近くを占める47カ所において、以下のいずれかが認められた。

- ・ 先行著書と文章と単語のレベルにおいて全く同じ
- ・ 先行著書の文中の一部単語を同意語等に入れ替え
- ・ 先行著書の文章を複数箇所から部分的に取り出し一つにまとめる
- ・ 文章レベルでは異なる部分が多いが文意がほぼ同じ

これらは適切な「引用」がなされずに行われたものであり、文部科学大臣決定の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にある「他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること」（第3節1（3）③盗用）に該当することから「盗用」と認定した。

(4) 不正行為の故意性、著者の役割分担、及び社会的影響の程度について

① 不正行為の故意性について

本人は原典があることを認識したうえで、極めて多くの部分をほとんど「引用」することなく同じ表現を使っている。これは意図的行為と判断せざるを得ず、不正行為に故意性はあったと認定する。

② 社会的影響及び研究の進展への影響の程度について

削除前の調査対象論文へのアクセス数と閲覧回数を確認したが、他の論文と比較して特段多いとはいえない。また、研究の進展への影響に関しても、公表された論文の内容が真正であった場合でも影響の程度は低いと判断する。

(5) 被告発者による不服申立てとその審議結果

令和3年11月19日、調査対象者より不服申立てがあった。調査委員会は、「規程」第16条にもとづき、この不服申立てに関する審議を行い、却下した。

4. 本学および法人が行った措置

(1) 論文取下げ

令和4年1月7日、調査対象者による取り下げ承諾の意思表示があり、調査対象論文の取り下げが行われた。

(2) 懲戒規程又は就業規程等に基づく処分

調査対象者 停職3ヵ月相当（本人は8月31日付けで依願退職）  
統括管理責任者（教務担当副学長） 文書注意

5. 不正行為の発生要因及び再発防止策

(1) 発生要因

この度の不正行為の背景には、先行文献や資料の「引用」についての基本的理解の欠如からくる、研究公正、研究倫理に対する認識の低さが調査対象者にあった。したがって、盗用の発生要因としては、調査対象者の個人的資質によるところが大きいと考えられる。

調査対象者は本学の研究倫理講習会へは毎年参加していた。天理大学では「公的研究費関連文書集」を毎年、紙媒体及び学内共有データとして発行・掲示しており、研究倫理に関する学内教育の徹底は図られていた。しかし、それにもかかわらず今回のような重大な不正行為が発生した事実は重く受け止めなくてはならない。

## (2) 再発防止策

この度のような不正行為が二度と起こらないように、天理大学として強い決意を持って再発防止に取り組む。

- ① 今回の調査結果を 2021 年度研究倫理研修会（全専任教員、研究助成関係専任職員及び大学院生対象）で報告し、再発防止の徹底を図る。また、今後は、従来の研究倫理研修に加え、e ラーニングプログラムの受講を全専任教員及び大学院生の必須とする。
- ② 研究倫理審査の対象となる研究内容を全学の専任教員及び大学院生に改めて周知し、審査申請を促すことによって、研究倫理違反を可能な限り未然に防ぐ。
- ③ この度の不正行為があった刊行物の発行機関に、不正防止チェックの強化を図るよう求める。
- ④ 「規程」の内容をより明確にするため速やかに改定を行う。

以上